

# 環境通信



問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

## 地域社会の安全と発展を目指して (株)ジェイコム九州と包括協定を締結

▼問い合わせ先 政策課 政策班(合志庁舎)  
☎(248)10208

7月13日、株式会社ジェイコム九州(徳田瑞穂代表取締役社長)と合志市は、地域社会発展のための包括的連携に関する協定調印式を行いました。

(株)ジェイコム九州は、自社が提供するコミュニティチャンネル「J・COMチャンネル」で、本市のイベント情報などを発信しています。

昨年10月には災害時の放送協定を締結しており、熊本地震の際は避難所やライフライン情報など防災情報を発信したほか、市内の避難所にテレビやWiFiを設置し、支援してもらいました。

今回、新しい協定の締結により、平時にも「安心、安全なまちづくり」「人材育成、教育及び文化の振興」「相互の情報発信」「環境保全活

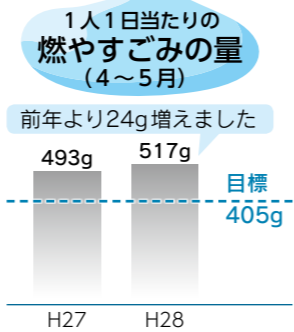
動」などの事項を掲げ、地域社会の安全と発展を目指します。

なお、今回の協定締結により、市との包括連携協定数は、39団体と33協定となり協定締結団体内でも連携を促進していきます。



▶市長(左)と徳田代表取締役社長(右)

### 燃やすごみの量を減らしましょう



4~5月の1人1日当たりの燃やすごみの量は、昨年と比べて24g増えました。これは熊本地震の影響もあつて増えたものと考えられます。

燃やすごみの中には、紙類やプラスチック類など、まだまだ多くの資源物が混ざっています。ごみを出す前によく確認し、資源物を分別して燃やすごみを減らしましょう。

#### 燃やすごみ減量のポイント

ごみを減らすためには、冷蔵庫の中身をしっかりと確認しておくことも大切です。在庫を把握することで無駄な買い物を控え、不要な生ごみの発生を防ぐことができます。また、お財布にも優しいので一石二鳥です。

もちろん、買い物をするときはマイバッグを持参しましょう。

## ふるさと創生基金で

### 人材育成を目的に補助金を交付します

▼申し込み・問い合わせ先 企画課 企画広報班(合志庁舎)  
☎(248)11833

人材育成を目的に、次に当てはまる人に補助金を交付します。対象は市内に住所を有する人と団体です。

市税などの滞納のある世帯の人、市から補助を受けている団体は対象になりません。

**スポーツや文化活動などで各種大会に参加した場合**

#### ●対象

- 県外で開催されるスポーツ、文化、教育その他の大会に出場した場合
- 県や地域の予選会に出場し、上位大会出場の特典を得た人
- 高校・大学連盟、県レベル以上の協会の推薦を受けた人
- ※小・中学校の児童生徒が部活動の範囲で小・中体連主催の各種大会などに参加した場合は、学校教育課で対応します。

#### ●補助金交付回数

- 本年度末の年齢が20歳以上の人
- 同一年度内で1人2回まで
- 満20歳未満の人
- 回数制限なし

※海外で開催される大会については、年齢に関係なく回数制限はありません。

#### ●補助金額(1人当たり)

- 九州(沖縄県を除く) : 5千円
- 右記を除く国内 : 1万円
- 海外 : 2万円

#### ●申請書類

補助金交付申請書は各申請窓口にて用意しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

#### ●申請期限

大会終了後、その年度内に申請してください。ただし、大会終了が3月の

場合は、大会終了後1カ月まで申請できます。

#### ●申請窓口

企画課企画広報班(合志庁舎)、西合志庁舎総合窓口課、泉ヶ丘支所、須屋支所



#### 自主調査研究の実施や 研修事業に参加した場合

地域の活性化、教育、福祉または産業の振興のため、市民が行なう自主調査研究や研修事業に参加した人や団体が対象となります。

補助の可否や補助金額は、市総合政策審議会にはかり、決定します。詳しくはお尋ねください。

### 家電4品目は適切な方法で処分を

エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機(衣類乾燥機含む)の家電4品目を廃棄する場合、ごみステーションに出したり、そのまま粗大ごみとして市の委託収集業者に回収を依頼したりすることはできません。次のいずれかの方法で廃棄してください。

- ① 廃棄する家電を購入した店、または買い替える店に処分を依頼する
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、粗大ごみとして市の委託収集業者に依頼する(収集運搬費用が別途必要)
- ③ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定取引所へ持ち込む

#### ●指定取引所

- 九州産交運輸(株) 環境区域センター (益城町平田字深迫252526)
- 熊本新明産業(株) (熊本市南区高江3-3-53)



### 不法投棄は犯罪です

不法投棄は法律で禁止されている重大な犯罪行為です。違反者は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されることがあります。

市では、不法投棄防止のため監視パトロールや啓発活動に取り組んでいます。不法投棄が無くなりません。住環境をより良いものにしていくためにも、廃棄物の適正処理やマナー向上にご協力をお願いします。



市内で発見された不法投棄 警察と協力して対処しています

### 井戸を掘るには 届出・許可申請が必要です

地下水を採取する場合は、地下水保全条例に基づく届け出や許可申請が必要です。届け出をせずに家庭や職場で井戸を使っている人は、速

### 地下水採取に関する規制要件

規制の対象要件		規制の種類
揚水機/自噴井戸	揚水機の水の吐出口断面積/井戸の吐出口断面積	
揚水機	6cm <sup>2</sup> (直径約2.8cm)超~19cm <sup>2</sup> (直径約5cm)以下	届出
	19cm <sup>2</sup> 超	許可
自噴井戸	19cm <sup>2</sup> 超	届出

※地下水を田畑などのかんがいを使用する場合は、許可は不要です。

※本市では、吐出口の断面積が19cm<sup>2</sup>(直径約5cm)を超える自噴井戸(揚水機など動力を用いずに地下水を採取する井戸)についても届け出が必要です。

